

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊生環第331号

令和2年4月3日

不発弾等の取扱いについて（通達）

見出しのことについては、これまで「不発弾等の取扱いについて（通達）」（平成27年1月9日付け熊生企第30号）により運用してきたところであるが、この度、別添警察庁通達「不発弾等の取扱いについて（通達）」（令和2年3月26日付け警察庁丁保発第75号）が発出されたことに伴い、今後は、同通達に基づき実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施をもって、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「不発弾等の取扱いについて（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。